○大阪市立大学ゲストハウス利用細則

改正後全文

第１条　この細則は、大阪市立大学ゲストハウス規程（以下「規程」という。）第14条に基づき、ゲストハウスの利用について必要な事項を定めるものとする。

第２条　規程第４条第１号による入居資格者の中には、次の者を含める。

(1)　外国の大学等との学術交流協定に基づき、本学に受入を行い滞在する日本国籍を有する研究者

(2)　その他日本国籍を有する研究者で、外国におおむね10年以上在住し、当該国の学界で活躍している者

第３条　規程第４条第２号による入居対象者は、次の者とする。

(1)　本学において教育研究に従事する本学以外の研究者

(2)　本学に研究目的で滞在する本学以外の大学院学生

(3)　本学の教職員で職務上必要とする者

(4)　学長が特に認めた者

第４条　規程第５条に規定する受入教員等は、入居許可申請書により学長に対して申請を行うものとする。

２　学長は、前項の入居申請に対して許可の決定を行つたときは、入居許可通知書により、受入教員等に対して通知を行うものとする。

第５条　前条第２項により入居を許可された者（以下「入居者」という。）が、入居期間を変更しようとする場合、受入教員等が速やかに入居許可期間変更申請書により、学長に対して申請を行うものとする。

２　学長は、前項の申請に対して許可の決定を行ったときは、入居期間変更許可通知書により、受入教員等に対して通知を行うものとする。

第６条　規程第６条により入居期間を更新しようとする場合、受入教員等は入居延長許可申請書により、学長に対して申請を行うものとする。

２　学長は、前項の申請に対して許可の決定を行つたときは、入居延長許可通知書により、受入教員等に対して通知を行うものとする。

第７条　入居者は、規程第７条第１項により、速やかに誓約書を学長に提出しなければならない。

第８条　規程第７条第２項により新たに家族を同居させようとする場合、受入教員等は家族同居許可申請書により、学長に対して申請を行うものとする。

２　学長は、前項の申請に対して許可の決定を行つたときは、家族同居許可通知書により、受入教員等に対して通知を行うものとする。

第９条　規程第８条第１項に定める利用料（光熱水費等を含む。）は、次のとおりとする。

|  |  |
| --- | --- |
| 種別 | 利用料 |
| 宿泊室　（ファミリー） | 1泊　4,000円 |
| 宿泊室　（シングル） | 1泊　2,000円 |

２　利用料の納付は、本学が指定する期日までに、本学が指定する方法で支払うものとする。

第10条　規程第８条第３項による利用料の減免については、次の場合とする。

(1)　外国の大学等との学術交流協定により、本学が滞在費を負担することになっている者であるとき

(2)　外国の大学等との学術交流協定に基づく交換留学生であるとき

(3)　その他学長が減免の必要があると認めたとき

第11条　規程第11条により入居許可を取り消したときは、理由を付して、入居許可取消通知書により、受入教員等に対して通知を行うものとする。

附　則

この細則は、平成18年４月１日から施行する。

附　則

この細則は、平成19年７月19日から施行する。

附　則

この細則は、平成21年４月１日から施行する。

附　則

この細則は、平成25年４月１日から施行する。

附　則

この細則は、平成27年４月１日から施行する。

附　則

この細則は、平成28年４月１日から施行する。

・入居許可申請書

・入居許可通知書

・誓約書

・入居期間変更申請書

・入居期間変更許可通知書

・入居延長許可申請書

・入居延長許可通知書

・家族同居許可申請書

・家族同居許可通知書

・入居許可取消通知書